



熊本県公報

目 次

登 載 依 頼

熊本県有料道路料金徴収条例施行規程を廃止する管理規程	(企 業 局)	一
熊本県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する規程	" "	一
熊本県企業局文書規程等の一部を改正する規程	" "	二
熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程の一部を改正する規程	" "	三
熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する管理規程	" "	四
熊本県企業局組織規程等の一部を改正する規程	" "	四
熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程	" "	六
船津ダム操作規程及び都呂ダム管理規程の一部を改正する規程	" "	六
熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程	" "	七
熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	" "	七
熊本県企業局会計規程の一部を改正する管理規程	" "	七

登 載 依 頼

熊本県公営企業管理規程第一号

熊本県有料道路料金徴収条例施行規程を廃止する管理規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県有料道路料金徴収条例施行規程を廃止する管理規程
熊本県有料道路料金徴収条例施行規程（昭和四十五年公営企業管理規程第九号）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成十四年五月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第三号

熊本県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県公営企業管理規程の形式を左横書きに改正する規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、この規程の施行の際現に公布されている管理規程（以下「既存規程」という。）の形式を左横書きに改正することに関し必要な事項を定めるものとする。

(形 式 の 改 正)

第二条 既存規程の形式は、次に定めるところにより左横書きに改正する。

- 一 既存規程における右方はこの規程による改正後の既存規程（以下「改正後規程」という。）における上方とし、既存規程における上方は改正後規程における左方とする。
- 二 改正後規程における文字（符号を含む。以下同じ。）の配置は、既存規程における文字の配置とする。

2 前項の規定は、既存規程において既に左横書きの形式をとっている表及び様式並びに現に縦書きの形式をとっている様式については、適用しない。

(用 字 及 び 用 語 の 整 理)

第三条 既存規程中、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、条、表及び様式の番号として用いられている漢数字	アラビア数字
二 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

四	号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五	表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
六	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
七	漢数字(一の項及び二の項に定めるもの及び次に掲げるものを除く。)	アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三けたことに「ン」によって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。)
八	固有名詞の一部又は全部をなしているもの	
九	熟語の一部をなしているもの	
十	数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの	
十一	数字の表記として用いられている万又は億で当該数字が百万以上の数を示す場合の当該万又は億	
十二	八左(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	次
十三	九右(文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。)	上記
十四	十左記	下記
十五	十一上欄	左欄
十六	十二下欄	右欄
十七	十三「あ」「い」「う」「え」「お」又は「ア」「イ」「ウ」「エ」「オ」	それぞれ「あ」「い」「う」「え」「お」
十八	十四「か」「き」「く」「け」「こ」又は「カ」「キ」「ク」「ケ」「コ」	それぞれ「か」「き」「く」「け」「こ」
十九	十五「さ」「し」「す」「せ」「そ」又は「サ」「シ」「ス」「セ」「ソ」	それぞれ「さ」「し」「す」「せ」「そ」
二十	十六「た」「ち」「つ」「て」「と」又は「タ」「チ」「ツ」「テ」「ト」	それぞれ「た」「ち」「つ」「て」「と」

2 前項の表七の項から十二の項までに規定は縦書きの形式をとっている様式について、同表三の項から六の項まで及び八の項から十四の項までの規定は法令の規定を引用する部分については、適用しない。

3 前二項の規定によることが適当でないとき、管理者が別に定めるときは、管理者が別に定める。

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則
この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第四号
熊本県企業局文書規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十四年三月二十九日
熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県企業局文書規程等の一部を改正する規程
(熊本県企業局文書規程の一部改正)
第一条 熊本県企業局文書規程(昭和二十九年電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。
第二条 同条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「議案文」を削り、同号を同条第三号とする。
(熊本県企業局公印規程の一部改正)
第二条 熊本県企業局公印規程(昭和二十九年電気事業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記様式 公 印 台 帳

印 影	公印の名称	
	備付箇所名	
	交付(備付)年月日	
	使用開始年月日	
	登録廃止その他処理に関する記事及びその年月日	

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第五号

熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程の一部を改正する規程

熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程（平成十三年公営企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める様式によるものとする。

一 条例第十条の規定により開示請求を拒否する場合 別記第四号の二様式（行政文書の存在を明らかにしない不開示決定通知書）

二 開示請求に係る行政文書を管理していない場合 別記第四号の三様式（行政文書の不存在による不開示決定通知書）

「 2 条例第 10条に該当

別記第四号様式中 3 その他 を 「 2 その他

（理由） 「 （理由） 」

次の二様式を加える。

別記第 4 号様式の 2（第 4 条関係）

行政文書の存在を明らかにしない不開示決定通知書
熊本県企業局指令第 号

住 所
氏 名

年 月 日付で請求がありました行政文書の開示については、当該請求に係る行政文書の存在を明らかにすることができないため、熊本県情報公開条例第 11 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

年 月 日

熊本県公営企業管理者

印

行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項

条例第 10 条に該当
(理 由)

行政文書の存在を明らかにできない理由

担当課等

(電話番号

(内線

備考

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。

教示

(日本工業規格 A4)

別記第4号様式の3(第4条関係)

行政文書の不存在による不開示決定通知書 熊本県企業局指令第 号 熊本県企業局指令第 号 住所 氏名	
年 月 日 年 月 日 熊本県公営企業管理者 印	行政文書の不存在による不開示決定通知書 熊本県企業局指令第 号 住所 氏名
行政文書の名称その他行政文書を特定するに足りる事項	1 作成又は取得していないため 2 保存年限満了による廃棄のため 3 その他 (理由)
行政文書を管理していない理由	(理由)
担当課等 (電話番号) (内線)	(電話番号) (内線)
備考 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 教示 (日本工業規格A4)	熊本県公営企業管理規程第六号 熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。 平成十四年三月二十九日 熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

附 則

- この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
- この規程による改正後の熊本県公営企業管理者が管理する行政文書の開示等に関する管理規程の規定は、この規程の施行の日以後にされた開示請求について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

熊本県公営企業管理規程第六号

熊本県有料駐車場管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
 平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県公営企業管理規程

熊本県有料駐車場管理規程(昭和五十五年公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「定期駐車券再交付申請書」を「定期駐車券再発行申請書」に、「再交付」を「再発行」に改める。

別記第一号様式中「廻」を「兼」に改める。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「860」を「860・0801」に改める。

別記第四号様式中「860」を「860・0801」に、「午後4時」を「午後5時」に改める。

別記第五号様式及び別記第八号様式中「廻」を「兼」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第七号

熊本県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県企業局組織規程等の一部を改正する規程

(熊本県企業局組織規程の一部改正)

第一条 熊本県企業局組織規程(昭和四十年公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項の総務課及び経営課の項を次のように改める。

総務課

- 一 組織に関する事。
- 二 職員の人事に関する事。
- 三 米典その他の表彰に関する事。
- 四 職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- 五 職員の研修に関する事。
- 六 職員の福利厚生に関する事。
- 七 文書及び法規に関する事。
- 八 公印に関する事。
- 九 防災会議に関する事。
- 十 予算に関する事。
- 十一 予算の整理に関する事。
- 十二 起債に関する事。
- 十三 局長室に関する事。
- 十四 出先機関に関する事。
- 十五 監査に関する事。
- 十六 会計検査に関する事。
- 十七 物品の調達、保管及び処分に関する事。
- 十八 所管不明の事務の配分に関する事。
- 十九 政策調整及び広報に関する事。
- 二十 県議会に関する事。
- 二十一 重要政策に関する事。
- 二十二 業務状況の報告に関する事。
- 二十三 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- 二十四 補償に関する事。
- 二十五 国有資産等所在市町村交付金の交付に関する事。
- 二十六 庁中取締りに関する事。

経営課

- 一 各事業の経営計画及び経営分析に関する事。
- 二 各事業の経営及び業務運営に関する事。
- 三 各事業に係る料金及び収入に関する事。
- 四 新規事業の企画調整に関する事。
- 五 建設事業の清算に関する事。
- 六 工事契約に関する事。

- 七 支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関する事。
 - 八 金銭及び有価証券の出納及び保管に関する事。
 - 九 資金に関する事。
 - 十 決算に関する事。
 - 十一 例月検査に関する事。
 - 十二 電気事業に係る濁水準備金に関する事。
- 第二十三条を次のように改める。
- (代決)
- 第二十三条 所長の専決事項について、所長が不在であるときは、次長がその事務を代決することができる。この場合において、次長が二人以上あるときの代決の順位は、所長があらかじめ指定した順位による。
- 2 前項の場合において、次長が不在であるときは、総務課長がその事務を代決することができる。
 - 3 前二項の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ所長の指示を受けたものに限るものとする。
- 第二十三条の次に次の一条を加える。
- (後関)
- 第二十三条の二 代決した事項については、速やかに所長の後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。
- 第三十三条に次の一項を加える。
- 2 前項の代決は、急施を要するもの又はその処理についてあらかじめ所長の指示を受けたものに限るものとする。
- 第三十三条の次に次の一条を加える。
- (後関)
- 第三十三条の二 代決した事項については、速やかに所長の後関を受けなければならない。ただし、軽易なものについてはこの限りでない。
- 別表第三中「給電課」を「総務課」に改める。
- (熊本県企業局職員の職の設置に関する規程)
- 第二条 熊本県企業局職員の職の設置に関する規程(昭和四十年公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。
- 別表第一中「室長」を削る。
- (熊本県企業局公舎貸与規程の一部改正)
- 第三条 熊本県企業局公舎貸与規程(昭和三十九年電気事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「経営課長」を「総務課長」に改める。
 (熊本県企業局職員住宅管理規程の一部改正)
 第四条 熊本県企業局職員住宅管理規程(昭和四十二年公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。
 第三条及び第八条中「経営課長」を「総務課長」に改める。
 別表を次のように改める。

名 称	職員住宅の所在地	戸数	一戸当たりの面積	賃付料(月額)	
				同職員に貸与する場合	同職員以外の者に貸与する場合
熊本県企業局職員住宅	熊本市新外1丁目2番10号	10	75.23	27,700	管理者が別に定める額
		6	33.57	8,000	

(熊本県企業局職員被服貸与規程の一部改正)
 第五条 熊本県企業局職員被服規程(昭和二十九年電気事業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中「経営課の補償及び財産管理担当職員」を「総務課の補償及び財産管理担当職員」に改める。
 附 則
 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第八号
 熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。
 平成十四年三月二十九日
 熊本県公営企業管理者 佐藤 博治
 熊本県工業用水道供給規程の一部を改正する管理規程
 熊本県工業用水道供給規程(昭和五十年公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。
 別記第一号様式中「澁」を「榛」に、「一田当たり」を「立方メートル/日」を「立方メートル/日」に改める。
 別記第二号様式及び別記第三号様式中「澁」を「榛」に改める。
 別記第四号様式中「澁」を「榛」に、「工業用水使用水量変更申込書」を「工業用水基

本使用水量算出書」に改める。
 別記第五号様式から別記第十六号様式までの様式中「澁」を「榛」に改める。
 別記第十七号様式中「澁」を「榛」に改める。
 別記第十八号様式中「澁」を「榛」に改める。

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。
 附 則

熊本県公営企業管理規程第九号
 船津ダム操作規程及び都呂々ダム管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成十四年三月二十九日
 熊本県公営企業管理者 佐藤 博治
 船津ダム操作規程及び都呂々ダム管理規程の一部を改正する規程
 (船津ダム操作規程の一部改正)
 第一条 船津ダム操作規程(昭和四十五年五月十二日公営企業管理規程第三号)の一部を次のように改正する。
 別表第三中「船津調整池水位観測所」を「船津調整池水位観測所」に、「

船津調整池雨量観測所」を「船津調整池雨量観測所」に改める。
 (都呂々ダム管理規程の一部改正)
 第二条 都呂々ダム管理規程(平成二年三月三十一日公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。
 目次中「第三章 警戒越流時等における措置に対する特則」を「第三章 警戒越流時等における措置に関する特則」に改める。
 第四条及び第五条中「この規定において」を「この規程において」に改める。
 第二十条の見出し中「緊急主バルブ」を「緊急放流主バルブ」に改める。

附 則
 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第十号

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県企業職員の給与に関する規程（昭和四十一年公営企業管理規程第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「室長」を削る。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第十一号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

熊本県企業局職員就業規程（昭和三十八年電気事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第一項中「職員（）」を「職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、」に、「当該子の同居の親族（親族の範囲については、熊本県一般職の職員の例によるものとする。）のない職員に限る」を、「ものとして認められる場合（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育できる場合については、熊本県一般職の職員の例によるものとする。）における当該職員を除く」に改め、同条第二項中「前項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」を「前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるもの」として認められる場合（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育できる場合については、熊本県一般職の職員の例によるものとする。）における当該職員を除く。」が、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。）における」に改める。

第十四条第二項中「三月」を「六月」に改める。

第十六条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。
第十七条第一項中「一歳」を「三歳」に改める。

別表第二中

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	七日
父母	七日

を

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	十日
父母	七日

に改める。

附 則

1 この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本県企業局職員就業規程（以下「新規規程」という。）第十四条の規定は、改正前の熊本県企業局職員就業規程（以下「旧規程」という。）第十九条第二項の規定により介護休暇の承認を受けた職員で施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過しているもの（当該介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間にある職員に限る。）についても適用する。この場合において、新規規程第十四条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「平成十四年四月一日から、当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

3 旧規程第十九条第二項の規定により介護休暇の承認を受け、施行日において当該承認に係る介護を必要とする一の継続する状態についての介護休暇の初日から起算して三月を経過していない職員の介護休暇の期間については、新規規程第十四条第二項中「連続する六月の期間内」とあるのは、「当該状態についての介護休暇の初日から起算して六月を経過する日までの間」とする。

熊本県公営企業管理規程第十二号

熊本県企業局会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

熊本県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

熊本県企業局会計規程（昭和三十九年電気事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

第十四条中総務課の帳簿及び経営課の帳簿を次のように改める。

総務課の帳簿

- 一 収入予算整理簿（別記第十三号様式）
 - 二 支出予算整理簿（別記第十四号様式）
 - 三 固定資産台帳（別記第十八号様式）
 - 四 土地台帳（別記第十九号様式）
- 経営課の帳簿

一 企業債及び借入金台帳（別記第十五号様式）

第四十四条第一項中「返納通知書（別記第二十三号様式）」を「返納通知書（別記第二十三号様式の二）」に改める。

第五十二条第一項中「物品（貯蔵品を除く）」を「物品」に改め、同条第二項を削り、

同条第三項中「総務課長又は経営課長」を「総務課長」に改め、同項を同条第二項とする。

第五十三条第一項及び第五十三条の二中「総務課長又は経営課長」を「総務課長」に改める。

第五十四条中「貯蔵品を除く物品については総務課長に、貯蔵品については経営課長」

を「総務課長」に改める。

第五十六条中及び第五十七条中「経営課長」を「総務課長」に改める。

第五十八条の二第一項中「物品（貯蔵品を除く）」を「物品」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項の規定により物品（貯蔵品を除く）」を「前項の規定により物品」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第五十九条中「総務課長又は経営課長」を「総務課長」に改める。

第六十一条中「経営課長」を「総務課長」に改める。

第六十九条から第七十条の二までの規定中「総務課長、経営課長」を「総務課長」に改める。

第七十一条の二第二項中「経営課長」を「総務課長」に、「固定資産除却書（別記第四十二の二号様式）」を「固定資産除却書（別記第四十二号の二様式）」に改める。

第七十二条第三項中「第八条第二項の規定に基づき」を「第八条第二項又は第九条第二項の規定に基づき」に、「第八条第一項」を「第八条第一項又は第九条第一項」に改める。

第七十九条中「禁止産者及び準禁止産者並びに」を「一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び」に改める。

別表第一（第八条関係）の工業用水道事業予算科目の収益的支出の表の事業費 営業費

用 原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費 固定資産除却費の項を削り、
「 浄水費等」を
「 浄水費等
固定資産除却費」

「 浄水費等」を「 浄水費等」に改める。

別表第二（第八条関係）の電気事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産 建設

仮勘定（何）建設工事口	無形固定資産の項中	「 建設利用 権」	を	「 建設利用 権」
-------------	-----------	--------------	---	--------------

に、無形固定資産 水力発電設備（何）発電所又は発電総合管理所の項中

「 建設利用 権」	を	「 建設利用 権」	に、無形固定資産 業務設備 企業局の項中	「 建設利用 権」
--------------	---	--------------	----------------------	--------------

「 建設利用 権」	を	「 建設利用 権」	に改め、無形固定資産 附帯事業固定資産（何）発電所又は	「 建設利用 権」
--------------	---	--------------	-----------------------------	--------------

「 建設利用 権」	を	「 建設利用 権」	に改める。
--------------	---	--------------	-------

「 建設利用 権」	を	「 建設利用 権」	に改める。
--------------	---	--------------	-------

「 建設利用 権」	を	「 建設利用 権」	に改める。
--------------	---	--------------	-------

別表第二(第八条関係)の電気事業会計勘定科目の流動資産の表中「繰上アツクロー線
シヤク」を「繰上アツクロー線」に改め、貯蔵品 一般貯蔵品 (何)発電所又は発電
総合管理所又は企業局の項中 「貯蔵品」を「貯蔵品」に改める。

別表第二(第八条関係)の電気事業会計勘定科目の資本金の表の資本金 自己資本金

企業局の項中「自己資本金」を「自己資本金 一般会計繰入金」に資

本金 借入資本金 企業局 企業債の項中「繰上貯」を「繰上貯」に改め、資本金
借入資本金 企業局 繰入金 一般会計繰入金の項を削る。

別表第二(第八条関係)の有料道路事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産

建設仮勘定 (何)有料道路建設工事口 無形固定資産の項中「電話加入権」を

電話加入権
ソフトウェア
「」改め、無形固定資産 有料道路設備 (何)有料道路の項中 「東京
権

使用
「東京使用
権」
ソフトウェア
「」改め。

別表第二(第八条関係)の有料道路事業会計勘定科目の流動資産の表の貯蔵品 一般貯

蔵品 企業局の項中 「雑品類 油脂類」を「油脂類」に改め。

別表第二(第八条関係)の有料道路事業会計勘定科目の資本金の表の自己資本金の項中
「自己資本金 企業局」を「自己資本金 企業局 繰入金 (何)有料
道路 一般会計
入金

に、借入資本金 企業債 (何)有料道路の項中「繰上貯」を「繰上貯」に改
め、借入資本金 繰入金 (何)有料道路 一般会計繰入金の項を削る。

別表第二(第八条関係)の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の事業費 営業費用
原水及び浄水費又は配水費又は受託工事費又は業務費 資産減耗費の項を削り、事業費

営業費用 工業用水道の項中 「減価償却費 特別償却引」を
減価

償却費 減価償却引
特別償却引
「」改め。

減耗費 固定資産除却費用 除却費用
別表第二(第八条関係)の工業用水道事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産

建設仮勘定 (何)施設建設工事口 無形固定資産の項中 「電信電話専
用施設利用権」

電信電話専
施設利用
「」改め、無形固定資産 工業用水道設備 (何)施設の項中「施設利用権」

ソフトウェア
「」

「施設利用権」
を「ソフトウェア」に改める。

別表第二（第八条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の流動資産の表の貯蔵品 一般

貯蔵品 工業用水道の項中
「雑品類」を「油類」に改める。

別表第二（第八条関係）の工業用水道事業会計勘定科目の資本金の表の自己資本金の項

中「自己資本金」	工業用水道	自己資本金	工業用水道	一般会 入金
		繰入金	工業用水道	

「雑品類」に、借入資本金 企業債 工業用水道の項中「雑品類」を「固定資産」に改め、

借入資本金 繰入金 工業用水道 一般会計繰入金の項を削る。

別表第二（第八条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の固定資産の表の有形固定資産

建設仮勘定	有料駐車場建設工事中	無形固定資産の項中	「電信電話専 用施設利用 権」	「電 用 権」
			を	「電 用 権」

「ソフトウェア」に改め、無形固定資産 有料駐車場設備 有料駐車場の項中
「東京家使用
権」

「東京家利用
権」
を「ソフトウェア」に改める。

別表第二（第八条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の流動資産の表の貯蔵品 一般

貯蔵品 有料駐車場の項中
「雑品類」を「油類」に改める。

別表第二（第八条関係）の有料駐車場事業会計勘定科目の資本金の表の自己資本金の項

中「自己資本金」	有料駐車場	自己資本金	有料駐車場	一般会 入金
		繰入金	有料駐車場	

「雑品類」に、借入資本金 企業債 有料駐車場の項中「建設費」を「固定資産」に改め、

借入資本金 繰入金 有料駐車場 一般会計繰入金の項を削る。

別記第十二号様式二中「借方勘定」を「借方科目」に改める。

別記第二十号様式の二のその一、別記第二十号様式の三のその一、別記第二十号様式の四のその一及び別記第二十号様式の五のその一中「合議」を「決議」に改める。

別記第二十三号様式の次に次の一様式を加える。

別記第23号様式の2

返納通知書兼領収書
(電信扱)

年度	年度	事業名	
返納通知番号			
納入者	住所氏名		
金額			
納入期限		年 月 日	
納入銀行 裏面のとおりに			

ただし
上記の金額を納入してください。

年 月 日

熊本県公営企業管理者

上記の金額を
領収しました。
取扱金融機関

領収済印欄

領収済通知書
(電信扱)

年度	年度	事業名	
返納通知番号			
納入者	住所氏名		
金額			
納入期限		年 月 日	
納入期限 納入場所 口座番号			

ただし
上記の金額を領収しましたので通知
します。

熊本県企業局出
納取扱金融機関

熊本県公営企業管理者 様

領収済印欄

領 収 済 書
(電信扱)

年度	年度	事業名	
返納通知番号			
納入者	住所氏名		
金額			
納入期限		年 月 日	
納入期限 納入場所 口座番号			

ただし
上記の金額を領収しました。

熊本県企業局出
納取扱金融機関

領収済印欄

別記第三十一号様式のその一及び別記第三十三号様式のその一中「合議」を「決裁」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十四条、第五十二条から第五十四条、第五十六条から第五十九条、第六十一条、第六十九条から第七十条の二、別表第一の工業用水道事業予算科目の収益的支出の表及び別表第二の工業用水道事業会計勘定科目の費用の表の改正規定並びに第七十一条の二の規定中、「経営課長」を「総務課長」に改める部分の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

発行所 熊本
平成十四年三月二十九日印刷
平成十四年三月二十九日発行

印刷所

熊本市国府四丁目一〇番地
株式会社 熊本印刷
電話代 〇九六―二八六―三三二

